

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成 年 月 日																																				
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 南丹市園部町千妻マカリ1番地1	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 湖池屋 京都工場 代表取締役社長 田子 忠 電話0771-63-0375																																			
主たる業種 パン・菓子製造業	細分類番号 0   9   7   9																																			
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則	第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号																																			
計画期間 平成23年4月から平成25年3月まで																																				
基本方針 工場内の全工程におけるエネルギー量を把握し、この結果を基に改善を進め平成20～23年度平均を基準として5%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。																																				
計画を推進するための体制 省エネ推進体制として本社環境プロジェクトと連動して京都工場環境プロジェクトを設けて、エネルギーの合理的な使用によって社会の持続的発展に貢献すると共にエネルギーコストの低減を図る。																																				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガスの排出の量</th> <th>基準年度 (20～22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>10,144.7 トン</td> <td>10,073.1 トン</td> <td>9,873.0 トン</td> <td>8,733.0 トン</td> <td>-5.8 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>10,144.7 トン</td> <td>10,073.1 トン</td> <td>9,873.0 トン</td> <td>8,733.0 トン</td> <td>-5.8 パーセント</td> </tr> <tr> <td>目標の根拠</td> <td colspan="5">                     ・23年度は蒸気配管等での熱対策を行い4.6tの削減する。                      ・24年度は灯油燃料設備のガス化燃料転換等をすすめて2.71tの削減をめざす。                      ・25年度は燃料転換を全灯油設備に広げ1.411tの削減を目指す。                 </td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量	10,144.7 トン	10,073.1 トン	9,873.0 トン	8,733.0 トン	-5.8 パーセント	評価の対象となる排出の量	10,144.7 トン	10,073.1 トン	9,873.0 トン	8,733.0 トン	-5.8 パーセント	目標の根拠	・23年度は蒸気配管等での熱対策を行い4.6tの削減する。 ・24年度は灯油燃料設備のガス化燃料転換等をすすめて2.71tの削減をめざす。 ・25年度は燃料転換を全灯油設備に広げ1.411tの削減を目指す。															
温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率																															
事業活動に伴う排出の量	10,144.7 トン	10,073.1 トン	9,873.0 トン	8,733.0 トン	-5.8 パーセント																															
評価の対象となる排出の量	10,144.7 トン	10,073.1 トン	9,873.0 トン	8,733.0 トン	-5.8 パーセント																															
目標の根拠	・23年度は蒸気配管等での熱対策を行い4.6tの削減する。 ・24年度は灯油燃料設備のガス化燃料転換等をすすめて2.71tの削減をめざす。 ・25年度は燃料転換を全灯油設備に広げ1.411tの削減を目指す。																																			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の用に供する建築物の用途</th> <th>原単位の指標</th> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量 (生産量)</td> <td></td> <td>8.26</td> <td>8.20</td> <td>8.04</td> <td>7.11</td> <td>-6.43 パーセント</td> </tr> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> <tr> <td>原単位の指標及び目標の根拠</td> <td colspan="5">                     ・23年度は蒸気配管等での熱対策を行い4.6tの削減する。                      ・24年度は灯油燃料設備のガス化燃料転換等をすすめて2.71tの削減をめざす。                      ・25年度は燃料転換を全灯油設備に広げ1.411tの削減を目指す。                 </td> </tr> </tbody> </table>	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量 (生産量)		8.26	8.20	8.04	7.11	-6.43 パーセント	事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント	原単位の指標及び目標の根拠	・23年度は蒸気配管等での熱対策を行い4.6tの削減する。 ・24年度は灯油燃料設備のガス化燃料転換等をすすめて2.71tの削減をめざす。 ・25年度は燃料転換を全灯油設備に広げ1.411tの削減を目指す。												
事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率																														
事業活動に伴う排出の量 (生産量)		8.26	8.20	8.04	7.11	-6.43 パーセント																														
事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント																														
原単位の指標及び目標の根拠	・23年度は蒸気配管等での熱対策を行い4.6tの削減する。 ・24年度は灯油燃料設備のガス化燃料転換等をすすめて2.71tの削減をめざす。 ・25年度は燃料転換を全灯油設備に広げ1.411tの削減を目指す。																																			
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65.0 パーセント</td> <td>95.0 パーセント</td> <td>105.0 パーセント</td> <td>105.0 パーセント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	65.0 パーセント	95.0 パーセント	105.0 パーセント	105.0 パーセント																										
基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																																
65.0 パーセント	95.0 パーセント	105.0 パーセント	105.0 パーセント																																	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度      ボイラーヘッド配管等の更新時に保温 (24)年度      灯油燃料設備の燃料転換を図り工場の照明設備(40%)を高効率なタイプに更新する。 (25)年度      更に灯油設備の燃料転換を進める																																			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容      車以外の交通手段が限られ遠方からの通勤者が多いため実施できず 上記の措置を採用する理由																																			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林の保全及び整備によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府内産の木材の利用によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーン電力証書等の購入によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	
区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																																
森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン																																	
府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン																																	
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン																																	
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン																																	
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン																																	
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	昨年度に続き、地球緑化センターを通じCO2削減対象商品にて、購入1袋につき国連発行のCO2削減枠を10g購入し家庭部門でのCO2削減活動に寄与している。又、北海道空知郡南富良野町において「ほっかいどう企業の森林づくり」「湖池屋の森」協定を結び森林保全(7.24ha)で社会貢献をしている。																																			
特記事項																																				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成26年6月23日					
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 南丹市園部町千妻マカリ1番地1		報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社湖池屋 代表取締役社長 田子 忠 電話0771-63-0375					
主たる業種	その他のパン・菓子製造業		細分類番号	0	9	7	9
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	工場内全工程におけるエネルギー量を把握し、この結果を基に改善を進め平成20~23年度平均を基準として5%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネ推進体制として本社環境プロジェクトと連動して京都工場環境委員会を設けてエネルギーの合理的な使用によって社会の持続的な発展に貢献すると共にエネルギーコストの低減を図る。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,274.2 トン	9,651.7 トン	9,423.9 トン	9,436.7 トン	-15.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,144.7 トン	9,651.7 トン	9,423.9 トン	9,436.7 トン	-6.3 パーセント	
実績に対する自己評価		・前年に続き照明器具の高効率化に取り組み消費電力5%削減をした。 ・前年に続き灯油からLNGへの全設備に燃料転換を行い温室効果ガス低減を図った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量t×1.0)	8.26	7.58	7.55	6.89	-11.14 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		・電力量の消費を抑え(照明器具、空調機、ブロー)原単位改善を図った ・工場燃焼機器全ての燃料転換を完了したことにより、生産量が増加したが効率よくエネルギー消費出来たので温室効果ガスを減らす事が出来た。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		35.0 パーセント	50.0 パーセント	50.0 パーセント	55.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	・照明器具を高効率型に変更 ・工場屋根に遮熱塗装の実施 528㎡施行 ・蒸気ヘッダ配管等の放熱防止コジヤット取付 ・省エネ型空調機に3台更新					
	(24)年度	・照明器具を高効率型に変更 ・工場屋根に遮熱塗装の実施 510㎡施行 ・蒸気消費設備パワ、配管等の放熱防止コジヤット取付 ・省エネ型空調機に1台更新					
	(25)年度	・照明器具を高効率型に変更 ・省エネ型空調機2台更新 ・燃焼機器の灯油からLNGへの燃料転換を図る					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	車以外の交通手段が限られ遠方からの通勤者が多いため実施できていない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	昨年度に続き、地球緑化センターを通じCO2削減対象商品にて、購入1袋につき国連発行のCO2削減枠を10g購入し家庭部門でのCO2削減活動に寄与している。又、北海道空知郡南富良野町において「ほっかいどう企業の森林づくり」『湖池屋の森』協定を結び森林保全(9ha)で社会貢献をしている。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。

別記

第1号様式 (第14条関係)

環境マネジメントシステム導入報告書

( 宛 先 ) 京 都 府 知 事	平成26年 6月 30日
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都板橋区成増5丁目9番地7号	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 湖池屋 代表取締役社長 田子 忠
環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称	株式会社湖池屋マネジメントシステム (KES ステップ2)
適 用 範 囲	株式会社 湖池屋 京都工場
導 入 年 月 日	平成24年 6月 1日
認 証 番 号	KES2-0618
基 本 方 針	株式会社湖池屋京都工場はスナック菓子製造に係わる全ての活動、製造及びサービスの環境影響を低減するために、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標 (以下「目標」という。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー エネルギー1%削減 電気</li> <li>・省エネルギー エネルギー1%削減 灯油・LNG</li> <li>・製品生産 保存袋削減 2%削減</li> <li>・環境教育 環境教育の推進月一回以上の必須活動</li> <li>・製品生産 OA用紙削減 3%削減</li> </ul>
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー 高効率照明器具への更新</li> <li>工場内燃焼機器の燃料転換 灯油→LNGによるCO2削減</li> <li>省エネタイプ空調機への更新</li> <li>・製品生産 OA用紙の使用制限 (裏紙使用徹底、両面コピーの徹底)</li> <li>・環境教育 朝礼、掲示による環境教育推進、環境関連外部機関教育参加</li> </ul>
目標を達成するための取組の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー 高効率照明器具への更新 工場内</li> <li>工場内燃焼機器の燃料転換 灯油→LNGによるCO2削減</li> <li>全ての設備で燃料転換完了</li> <li>省エネタイプ空調機への更新 1台</li> <li>・製品生産 OA用紙の使用状況 (目標実績等での評価、評価悪い場合改善報告)</li> <li>・環境教育 朝礼、掲示による環境教育推進、環境関連外部機関教育参加</li> </ul>
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率照明器具への更新 FLRよりLEDへ40w2灯を22灯更新</li> <li>・工場内燃焼機器の燃料転換 原単位前年比 8.7%改善</li> <li>・省エネタイプ空調機への更新 省エネ率0.5%改善</li> <li>・OA用紙、保存袋の使用状況 (目標実績等での評価、評価悪い場合改善報告) 目標を達成しています。</li> </ul> <p>目標を全ての項目について達成しています。環境負荷を低減するための取組みで燃料転換は二酸化炭素排出量が大きく改善で来たので評価に値する。</p>
事業活動に係る法令の遵守の状況	環境関係の法令順守状況においては平成25年9月に法令遵守状況をチェックを実施して順守出来ている事を確認した。これまでに法令違反及び行政当局から指導指摘は無かった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	9月に自己評価を行い有効にマネジメントシステムが運用できている事を確認した。 10月から環境マネジメントシステムの新年度開始に当たり環境目標の見直しを行った。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。